

4 面続き

修理内容を診療録に記載していない。▲

② 有床義歯修理の歯科技工加算に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 修理の内容

Ⅱ．診療報酬の請求等に関する事項

1. 届出事項、報告事項等

① 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに関東信越厚生局長野事務所あてに届け出ること。

ア 標榜診療時間の変更（2）

イ 保険医の異動（2）

ウ 保険医の勤務形態の変更

② 次の保険外併用療養費に係る報告事項について、報告をしていなかったので速やかに関東信越厚生局長野事務所あてに報告すること。

ア 金属床による総義歯に係る金属の種類及び費用

2. 掲示事項

（1）保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示をすること。

① 次の施設基準に係る事項の掲示内

容が誤っている。

ア CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

イ 次の施設基準に係る事項の届出をしていないにもかかわらず誤って掲示している。

基本診療料の施設基準等

・歯科診療特別対応連携加算（2）

特掲診療料の施設基準等

・在宅歯科医療推進加算

・外来後発医薬品使用体制加算

・歯科口腔リハビリテーション料 2

3. 診療報酬請求

（1）総論的事項

① 診療録と診療報酬明細書において、診療内容について一致しない例が

認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認を行い適切に記載すること。

② 診療報酬の請求に当たっては、審査支払機関への提出前に必ず主治医自らが診療録と照合し、診療報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認すること。（2）

（2）診療報酬明細書の記載

① 診療報酬明細書の記載等について、不備な例が認められたので適切に記載すること。

ア 有床義歯の「1 歯から 4 歯まで」を「5 歯から 8 歯まで」として記載している。▲

連載は今号で終了となる

金パラ220円引上げ
歯科用貴金属価格改定

1 月 15 日の中医協総会において、2025 年 3 月 1 日からの金パラなど歯科用貴金属価格の随時改定が決定された。歯科用貴金属価格の随時改定は、変動幅にかかわらず、平均素材価格に応じて診療報酬改定時以外に 9 月、12 月、3 月、6 月に見直しを行うも

の。今回の随時改定の素材価格の対象期間は 2024 年 10 月から 12 月。金パラ価格については 220 円引き上げの 3,230 円とされた。30 グラムあたりでは 96,900 円で、現行の 90,300 から 6,600 円の引き上げとなる。金パラ以外の金合金および銀合金も引き上げとされ、歯科用貴金属 9 項目すべてが引き上げとなる。

表．歯科用貴金属価格随時改定

	R6 年 12 月 随時改定	R7 年 3 月 随時改定
2 歯科鑄造用 14 カラット金合金 インレー用（JIS 適合品）	10,390	11,136
3 歯科鑄造用 14 カラット金合金 鉤用（JIS 適合品）	9,081	9,827
4 歯科用 14 カラット金合金鉤用線（金 58.33%以上）	9,176	9,922
5 歯科用 14 カラット合金用金ろう（JIS 適合品）	9,165	9,911
6 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金 12%以上 JIS 適合品）	3,010	3,230
10 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金 15%以上 JIS 適合品）	4,543	4,785
11 歯科鑄造用銀合金 第 1 種（銀 60%以上インジウム 5%未満 JIS 適合品）	177	185
12 歯科鑄造用銀合金 第 2 種（銀 60%以上インジウム 5%以上 JIS 適合品）	202	210
13 歯科用銀ろう（JIS 適合品）	244	249

高額療養費限度額引き上げ
今年 8 月から最大 15%

2025 年度予算案に係わる財務・厚労大臣折衝での合意により、2025 年 8 月から高額療養費制度の月額限度額の引き上げを行うことが決定された。引き上げは段階的に 3 回行われ、今年は最大 15%の定率引き上げだが、来年 8 月には住民税非課税世帯以外の現 5 区分を 13 区分にし年収の高い区分ほどより高い上げ幅を適用する。最終的な引き上げ幅は最大 75%。例えば年収 650 万円の場合、現行の 80,100 円から 88,200 円→113,400 円→最終的には 138,600 円となり約 73%の引き上げとなる。

70 歳以上の低所得Ⅱの区分においては、外来受診分の限度額を低くし負担を抑える「外来特例」の限度額も 8,000 円から 13,000 円に引き上げられる。2023 年 10 月には窓口負担が 1 割から 2 割に引き上げられ、その際設けられた激変緩和の配慮措置も今年 9 月で終了するため、負担は一層重くなりそうだ。

年収区分については、別途の限度額認定証の提示が無くとも確認できてしまうマイナ保険証の普及に伴い、「他人の年収を覗き見しているようで嫌な気分になる」との声も上がっており、細分化されるとより具体的な金額が分かってしまうようになるとの指摘がある。

① 2025 年 8 月～ 定率引き上げ（㊦は多数回該当）				② 2026 年 8 月～ 細分化してさらに一部引き上げ				③ 2027 年 8 月～ さらに一部引き上げ	
全年齢共通	区分	要件	月単位の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額	月単位の限度額	
	現役並みⅢ ア又はⅢ	年収約 1,160 万円～ (月収 83 万円～)	290,400 + 1 % (㊦ 161,100)	1	年収約 1,650 万円～ (月収 127 万円～)	367,200 + 1 % (㊦ 203,700)	444,300 + 1 % (㊦ 246,600)		
			現行 252,600 + 1 % (㊦ 140,100)	2	年収約 1,410 ～ 1,650 万円 (月収 103 ～ 121 万円)	325,200 + 1 % (㊦ 180,300)	360,300 + 1 % (㊦ 199,800)		
				3	年収約 1,160 ～ 1,410 万円 (月収 83 ～ 98 万円)	290,400 + 1 % (㊦ 161,100)	290,400 + 1 % (㊦ 161,100)		
現役並みⅡ	現役並みⅡ イ又はⅡ	年収約 770 ～ 1,160 万円 (月収 53 万円～ 79 万円)	188,400 + 1 % (㊦ 104,700)	4	年収約 1,040 ～ 1,160 万円 (月収 71 ～ 79 万円)	220,200 + 1 % (㊦ 122,400)	252,300 + 1 % (㊦ 140,100)		
			現行 167,400 + 1 % (㊦ 93,000)	5	年収約 950 ～ 1,040 万円 (月収 62 ～ 68 万円)	204,300 + 1 % (㊦ 113,400)	220,500 + 1 % (㊦ 122,400)		
				6	年収約 770 ～ 950 万円 (月収 53 ～ 59 万円)	188,400 + 1 % (㊦ 104,700)	188,400 + 1 % (㊦ 104,700)		
現役並みⅠ	現役並みⅠ ウ又はⅠ	年収約 370 ～ 770 万円 (月収 28 万円～ 50 万円)	88,200 + 1 % (㊦ 48,900)	7	年収約 650 ～ 770 万円 (月収 44 ～ 50 万円)	113,400 + 1 % (㊦ 63,000)	138,600 + 1 % (㊦ 76,800)		
			現行 80,100 + 1 % (㊦ 44,400)	8	年収約 510 ～ 650 万円 (月収 36 ～ 41 万円)	100,800 + 1 % (㊦ 55,800)	113,400 + 1 % (㊦ 63,000)		
				9	年収約 370 ～ 510 万円 (月収 28 ～ 34 万円)	88,200 + 1 % (㊦ 48,900)	88,200 + 1 % (㊦ 48,900)		
一般	一般又はⅠ	～年収約 370 万円 (月収～ 26 万円)	60,600 (㊦ 46,500)	10	年収約 260 ～ 370 万円 (月収 20 ～ 26 万円)	69,900 (㊦ 47,400)	79,200 (㊦ 48,300)		
			現行 57,600 (㊦ 44,400)	11	年収約 200 ～ 260 万円 (月収 16 ～ 19 万円)	65,100 (㊦ 46,800)	69,900 (㊦ 47,400)		
				12	年収～約 200 万円 (月収～ 15 万円)	60,600 (㊦ 46,500)	60,600 (㊦ 46,500)		
70 歳未満	オ	住民税非課税	36,300 (㊦ 25,200) 現行 35,400 (㊦ 24,600)	13	住民税非課税	36,300 (㊦ 25,200)	36,300 (㊦ 25,200)		
70 歳以上	低Ⅱ	住民税非課税	25,300 外来特例 8,000 現行 24,600 外来特例 8,000	13	住民税非課税	25,300 外来特例 13,000	25,300 外来特例 13,000		
	低Ⅰ	住民税非課税 (一定所得以下)	15,400 (外来特例 8,000) 現行 15,000 (㊦ 8,000)	14	住民税課税 (一定所得以下)	15,400 外来特例 8,000	15,400 外来特例 8,000		